

愛媛労働局発表
平成24年5月14日

【照会先】
愛媛労働局職業安定部求職者支援室
室長 濱木 一明
室長補佐 豊田 仁志
(電話)089-900-5244

報道関係者 各位

愛媛労働局における新規学校卒業者等の厳しい就職環境を踏まえた就職支援について ～「卒業前最後の集中支援2012」により657人の就職が決定～

新規学校卒業者等の厳しい就職環境（※）を踏まえ、愛媛労働局では、管内のハローワーク及び愛媛新卒応援ハローワークを中心に、将来の日本を担う新卒者が安定した仕事に就けるよう就職支援を進めています（別紙1参照）。

また、平成24年1月17日からは、厚生労働省、文部科学省、経済産業省が連携した「卒業前最後の集中支援2012」に取り組み、愛媛労働局では、高校・大学等との連携を強化し、ジョブサポーターによる個別支援の徹底等により、平成24年1月～3月の間に、未内定者等657人（昨年同期は382人）が就職決定するなど、着実に成果をあげました（別紙2参照）。

卒業後も就職活動を続ける未就職卒業者に対して、引き続き6月末までを目途に、ジョブサポーター等による集中的な個別支援を実施し、1日でも早い就職の実現に向け、全力を尽くします。

なお、愛媛県内の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、学校関係、経済団体、労働団体及び行政機関の代表者を構成員とする「愛媛労働局新卒者就職応援本部」を設置し、各構成機関の新卒者支援策等の検討・協議等を行っています。

※ 新規学校卒業者の就職環境（平成24年3月末現在）

平成24年3月新規学校卒業者の就職者数は、全学歴の合計で243人増加したものの、就職決定率は、高校で96.7%（前年同期比▲0.3ポイント）、高専で97.8%（前年同期比▲2.2ポイント）、短大で89.9%（前年同期比▲0.8ポイント）、大学で93.1%（前年同期比+0.9ポイント）となり、大学以外で昨年度を下回る厳しい結果となりました。

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

愛媛労働局・ハローワークでは、将来の日本を担う新卒者が安定した仕事に就けるよう、新卒者・既卒者の就職支援を進めています。

「ジョブサポーター」の抜本的増員によるきめ細かな支援

「ジョブサポーター」を抜本的に増員（※）、ハローワーク・新卒応援ハローワークで学校と連携したきめ細かな支援を行っています。

【就職者数】 平成22年度（平成22年10月～23年3月末） **934人** 平成23年度（平成23年4月～24年3月末） **1,877人**

※13人（平成22年度当初）→24人（経済対策（平成22年9月10日））→27人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））→29人（平成24年度）【愛媛】

【主な活動】

- 新卒者・既卒者向けの求人開拓（平成23年度は**2,003人分**を開拓）
- 担当者制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど学校のニーズに合わせた支援
- 職業適性検査や各種ガイダンス・セミナーなどの実施



【新卒応援ハローワークでのジョブサポーターによる相談】

○文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前最後の集中支援」（平成22年度からの取組）

卒業が迫った年度末には、卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワークやハローワークへの未内定者の誘導、ジョブサポーターによる電話等での来所の呼びかけ・来所者への個別支援、合同就職面接会の開催などを実施。

平成22年度は**382人**が就職（平成23年2～3月）、さらに卒業後も3か月以内の就職を目指し集中的に支援、6月末までに**188人**が就職。

○保護者への働きかけも進めています！

労働局等から学生・生徒の保護者に、就職をあきらめないこと、中小・中堅企業にも目を向けること、新卒応援ハローワークやハローワークを積極的に活用することなどを呼びかける啓発文書を送付。平成23年度（平成24年3月末まで）の送付件数は**2,524件**。

○「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援に取り組んでいます！

就労準備ができたニートなどの若者を「地域若者サポートステーション」と連携し、ジョブサポーター等がケースワーク方式で支援。

ワンストップで新卒者等を支援する「愛媛新卒応援ハローワーク」を設置！

ハローワークプラザ松山（松山市湊町）内に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして「愛媛新卒応援ハローワーク」を設置しています（平成22年9月24日～）。

【利用者数(延べ)】平成22年度(平成22年9月～23年3月末) **2,608人** 平成23年度(平成23年4月～24年3月末) **6,010人**

【就職者数】平成22年度(平成22年9月～23年3月末) **729人** 平成23年度(平成23年4月～24年3月末) **1,210人**



【新卒応援ハローワークでの相談】

【主な支援メニュー】

- 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 就職活動に役立つ各種セミナー
- 担当者を決めての個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
- 臨床心理士による心理的サポート

「3年以内既卒者の新卒扱い」の普及に取り組んでいます！

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」(※)が改正(平成22年11月15日)され、事業主が取り組むべき措置として、**学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み**、労働局・ハローワークにおいて事業主への周知を進めています。

※ 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として「青少年の雇用機会の確保」が定められており、事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度(※)が創設されました。(平成23年度末までの時限措置でしたが、実施期間が平成24年6月末まで延長されました。なお、東日本大震災特例措置に該当する場合は、平成25年3月末まで延長されます。)

【雇用開始者数】平成22年度(平成22年9月～23年3月末) **260人** 平成23年度(平成23年4月～24年3月末) **622人**

※ 3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金・長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金・新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金

新卒者と中小・中堅企業とのマッチングに取り組んでいます！

新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に直接、仕事の内容・魅力などを確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を開催しています。**平成23年度（3月末まで）に延べ17回実施。**

さらに、高校生を対象に、学校推薦開始前の職場見学会や企業の採用担当者などによる仕事についての説明会（キャリア探索プログラム）、職場体験受け入れ先の開拓支援などを行っています。

【平成24年2月23日に「ひめぎんホール」で開催した合同就職面接会の様子】



ハローワークを通じて就職に結びついた好事例

事例1

大学生のAさん、未内定とのことで卒業年次の2月中旬から支援開始。営業又は事務職を希望するも、仕事内容の理解不足に加え、就職したい気持ちはあるが、依存傾向が強く、ひたむきさが感じられない。また、相談態度や身だしなみにも問題があり、自己主張は強いものの、一方で自分に自信がなさそうな感じが見てとれた。そこで、まず仕事内容の理解、企業研究を自ら進んでできるように支援するとともに、自己理解が深まるよう得意・不得意、アピールポイントや苦手なことの明確化、面接態度の指導等を通じて、自分の持ち味を生かせる仕事や企業選びができるまでになった。また、不採用になった理由の振り返りから、第一印象の大切さに気付き、身だしなみにも気を配るようになり、また自分の意見も言えるようになった。その結果、運送会社の事務職に正社員採用された。（支援期間約3か月）

事例2

大学生のBさん、卒業年次の12月下旬に一般事務職又は販売職を希望し、初めての来所相談。しばらく一般事務職を中心に就職活動を続けていたが、未内定のまま卒業を迎えてしまい、担当者制による支援を開始。電話による来所勧奨や求人情報の提供を行う中で、事務系の資格もなく、一般事務での採用は厳しいと判断。ドラッグストアで販売のアルバイト経験があり、接客に慣れていることから、病院や調剤薬局等の受付業務などにも職種を広げてみるようアドバイス。パソコン操作に不安を訴えたが、在学中に日常的にパソコンを使用していたのであれば業務に支障はないことや、面接及び履歴書の作成指導を実施したうえで、整形外科の診療アシスタント求人をおっせんしたところ、5月から正社員採用された。（支援期間約4か月）

事例3

中学生のCさん、保護者は進学希望であったが、本人の就職の意志は固く、2月末に、本人、保護者、中学校の進路指導教諭の3名で初めて来所相談。中学生の厳しい就職状況について詳しく説明、また対象となる求人もなかったため、ジョブサポーターが自宅近くの事業所を訪問して個別求人開拓を開始。事業所と接触を続けるうち、1社が興味を持ってくれたことから、早速本人に同行して職場見学を実施。本人も就労意欲がわき、正式に面接をお願いすることとなった。ところが、卒業後生活のリズムが乱れており、また大人とのコミュニケーションに関して難点があったことから、まず生活面や面接指導の必要があり、ジョブサポーターによる模擬面接や就職後の生活リズムについて時間をかけて指導を実施。面接の結果、4月から正社員採用となり、フルタイム勤務。現在、職場定着指導実施中（支援期間約1か月）



卒業前最後の集中支援2012の取組状況

別紙2

新卒者の就職環境が依然として厳しいことを踏まえ、文部科学省、厚生労働省、経済産業省は、未内定の学生・生徒が1人でも多く卒業までに就職できるよう、1月17日から3月末までを集中支援期間とし、「卒業前最後の集中支援2012」を実施しました。

愛媛労働局の主な取組

未内定の学生・生徒を「ひとりにしない」ジョブサポーターやキャリアカウンセラー等の連携による個別支援の徹底

【実績（1月～3月末）】

相談件数 のべ 4,051件、 就職者数 657人

※ 1月17日に城井文部科学大臣政務官から各国公立大学長・短期大学長・高等専門学校長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長に対し、新卒応援ハローワーク等に支援を希望する未内定者の情報提供を要請。

中堅・中小企業中心の合同就職面接会の開催

未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした合同就職面接会を開催

【実績（1月～3月末）】 大学院・大学・短大・高専・専修・高校生向け 1回

「合同就職面接会」

開催日：平成24年2月23日、 主催：愛媛新卒応援ハローワーク、愛媛労働局新卒者就職応援本部

参加企業数：87社 求人数：544人 参加学生数：199人

※ 就職面接会の開催スケジュールは、大卒等就職情報WEB提供サービスで検索できます。
(<http://job.gakusei.go.jp/service/231030.do?action=initDisp&screenId=231030>)

